

様式 10

助産所構造設備使用許可申請書の記載事項

事案	入所施設を有する助産所がその構造設備を使用する場合
根拠法令	医療法第 27 条
提出期限	事前
提出窓口	助産所の所在地を管轄する保健所
添付書類	1 開設者及び管理者の助産師免許証の写し（原本持参）及び履歴書 2 管理者の再教育研修修了登録証の写し（原本持参） 3 建築基準法の検査済証の写し 4 建物図面 5 周辺の見取り図 6 開設者の住民票（法人の場合にあっては、法人登記簿謄本）
提出部数	2 部
手数料	16,000円

様式の記載要領及び留意事項	
「開設者」欄	
開設者住所	1 開設者の住所とは、 ・法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ・個人の場合は、開設者助産師個人の住所地（住民票の住所）を記載する。
氏名	1 開設者の氏名とは、 ・法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。
1. 開設者の住所・氏名	
開設者住所	1 開設者の住所とは、 ・法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ・個人の場合は、開設者助産師個人の住所地（住民票の住所）を記載する。
氏名	1 開設者の氏名とは、 ・法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。
2. 助産所の名称	1 医療法に違反する名称でないこと。 ・原則として、開設者の姓を冠すること （開設者の姓）助産所、または、（開設者の姓）助産院 ・原則として、地名を使用しないこと。 ・その他、医療広告ガイドラインに反したり、患者の誘導を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は使用しないこと。
3. 開設の場所	1 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2 ビル内での開設の場合は、「〇×ビル〇階」とビルの名称と階数まで記載する。

様式の記載要領及び留意事項	
4. 構造設備の概要 (入所室内訳)	1 助産所の構造設備のうち入所室の室数と入所定員を記載する。
室名	1 「〇〇号室」などとそれぞれの入所室の室名を記載する。 (なお、添付する建物の平面図にも同一の室名を記載すること。)
定員	1 各入所室の入所定員を記載すること。
床面積	1 建築基準法による床面積(壁芯)を記載する。
内法床面積	1 内法による床面積を記載する。 (留意事項) 有効内法床面積の算定にあたっては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、洗面所等容易に移動できないものについては、入所室の床面積から除外すること。
1人あたりの床面積	1 内法床面積を入所定員で除して、小数点第2位(第3位を四捨五入)まで算出した数値を記載すること。 (留意事項) 1人(1母子)を入所させるものにあつては、6.3㎡以上 2人(2母子)以上を入所させるものにあつては、1人(1母子)につき、4.3㎡以上の内法床面積が必要なことに留意すること。
採光面積	1 採光のための窓その他の開口部の面積を記載すること。 (留意事項) 入所室の床面積の7分の1以上の面積が必要(建築基準法第28条) 開口部の採光に有効な面積の算定方法については、建築基準法施行令第20条の定めによること。
換気面積	1 換気のための窓その他の開口部の面積を記載すること。 (留意事項) 入所室の床面積の20分の1以上の面積が必要(建築基準法第28条) ただし、建築基準法に定める技術的基準に従って換気設備を設けている場合はこの限りではない。

様式 10

添付書類の記載要領	
開設者、管理者の助産師免許証の写し、再教育研修修了登録証の写し	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 窓口において、添付する免許証の写しの原本照合を行うため、申請時には助産師免許証の原本もあわせて持参すること。</li> <li>2 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面の写しも必要。</li> </ol>
開設者、管理者の履歴書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）の記載をすること。</li> </ol>
建築基準法の検査済証の写し	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法の検査済証の写しを添付すること。</li> </ol>
建物図面	<p>建築基準法の検査済証に添付されている図面を添付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 助産所全体の平面図を添付し、助産所の総面積を記載する。助産所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。</li> <li>2 各室の寸法、面積及び室名を記載する。</li> <li>3 助産所部分が明確に分かるよう、赤で囲む。</li> </ol>
新築の場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 配置図、求積図、各階平面図、立面図及び採光・換気に関する書面を添付すること。</li> </ol>
新築以外の場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 配置図、求積図、各階平面図、立面図及び採光・換気に関する書面を添付すること。</li> <li>2 建築基準法による用途変更の手続きを行った場合は、建築基準法の検査済証とその図面等を添付すること。</li> <li>3 建築基準法による用途変更の手続きが不要の場合には、建築基準法の建築確認申請と同様の書類を作成し、建築士による証明書（建築基準法に適合する助産所）を添付すること。</li> </ol>
周囲の見取図	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 助産所の場所が明確に分かる見取図を添付する。（市販の地図の写しでも可）</li> <li>2 最寄り駅、バス停などを記載する。</li> </ol>
開設者の住民票（個人の場合）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開設者の住民票を添付する。（発行日から6ヶ月以内） 住所、氏名、生年月日、男女の別、世帯主、戸籍の表示の記載があるものに限る。 個人番号の記載がないものに限る。</li> </ol>
開設者の法人登記簿謄本（法人の場合）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開設者が法人の場合は、法人登記簿謄本を添付する。（発行日から6ヶ月以内）</li> </ol>

（参考法令）

○医療法第27条（使用許可）

入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事（保健所設置市の市長）の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

○医療法施行規則第17条（助産所の構造設備の基準）

法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 1 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。
- 2 入所室の床面積は、内法によって測定することとし、一母子を入所させるためのものにあつては六・三平方メートル以上、二母子以上を入所させるためのものにあつては一母子につき四・三平方メートル以上とすること。
- 3 第二階以上の階に入所室を有するものにあつては、入所する母子が使用する屋内の直通階段を設けること。
- 4 第三階以上の階に入所室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

様式 10

- 5 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。ただし、分べんを取り扱わないものについては、この限りでない。
- 6 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。
- 7 消火用の機械又は器具を備えること。

○医療法施行規則第 17 条第 2 項

助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。

・建築基準法第 28 条（および建築基準法施行令第 19 条、第 20 条）

助産所の入所室には採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、入所室の床面積に対して、七分の一以上としなければならない。

助産所の入所室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、入所室の床面積の二十分の一以上としなければならない。ただし、換気設備を設けた場合はこの限りではない。

○医療法第 20 条（清潔保持等）

助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

○医療法第 14 条の 2 第 2 項（院内掲示義務）

助産所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該助産所に関し次に掲げる事項を当該助産所内に見やすいように掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
- 二 業務に従事する助産師の氏名
- 三 助産師の就業の日時
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

・医療法施行規則第 9 条の 6（院内掲示事項）

法第十四条の二第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該助産所の嘱託医師の氏名又は第十五条の二第二項の病院若しくは診療所の名称（同項の医師が担当する診療科名を併せて提示すること。）及び当該助産所の嘱託する病院又は診療所の名称とする。